「消費税等仕入控除税額確定報告書」の提出について

1　概要

助成事業完了後、消費税及び地方消費税の確定申告を行い、助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定したことにより、助成金の返還が発生する場合は、「消費税等仕入控除税額確定報告書」を提出してください。

2　消費税等仕入税額控除確定報告について

（１）報告対象

返還額が発生する団体

※返還額が0円となる団体は、「消費税等仕入控除税額確定報告書」の提出は不要です。
（「３　返還額の計算方法」（１）を参照してご確認ください。）

（２）報告の時期

令和８年度助成事業完了後に行う消費税の確定申告後、速やかに報告を行ってください。

（３）報告に必要な書類

・消費税等仕入控除税額確定報告書
・積算内訳書
・添付資料

消費税等仕入控除税額確定報告の詳細については、ＪＳＣホームページをご確認ください。

⇒ **スポーツ振興くじ助成** https://www.jpnsport.go.jp/sinko/kuji/tabid/1845/Default.aspx
スポーツ振興基金助成 https://www.jpnsport.go.jp/sinko/kuji/tabid/1846/Default.aspx
競技強化支援事業助成 https://www.jpnsport.go.jp/sinko/kuji/tabid/1847/Default.aspx

3　返還額の計算方法

（１）以下のいずれかに該当する場合（返還額は0円）

・公益法人等（消費税法別表第３の事業者）であり、かつ当該年度の特定収入割合が５％を超えている。
・助成対象経費に消費税額が一切含まれていない。
（「助成対象経費全てが課税対象ではない」、「助成対象経費全てを消費税抜額で計上している」等）
・簡易課税方式により申告している。
・助成対象経費を、個別対応方式において、「非課税売上のみに要するもの」として申告している。
・消費税の申告義務がない（免税事業者）。

（２）（１）に該当せず、課税売上割合が９５％以上かつ課税売上高が５億円以下の法人等の場合

$$\text{返還額}=\text{助成金額}\times\frac{\text{助成対象経費の内、課税仕入額}}{\text{助成対象経費総額}}\times\frac{10}{110}$$

（３）（１）に該当せず、課税売上割合が９５％未満の法人等、又は課税売上割合が９５％以上かつ課税売上高が５億円を超える法人等であって、個別対応方式により消費税の申告を行っている場合

返還額＝Ａ＋Ｂの合計額

$$\text{Ａ}=\text{助成金額}\times\frac{\text{助成対象経費の内、課税売上対応分の課税仕入額}}{\text{助成対象経費総額}}\times\frac{10}{110}$$

$$B = \text{助成金額} \times \frac{\text{助成対象経費の内、共通対応分の課税仕入額}}{\text{助成対象経費総額}} \times \text{課税売上割合} \times \frac{10}{110}$$

（4）課税売上割合が９５％未満の法人等、又は課税売上割合が９５％以上かつ課税売上高が５億円を超える法人等であって、一括比例配分方式により消費税の申告　を行っている場合

$$\text{返還額} = \text{助成金額} \times \frac{\text{助成対象経費の内、課税仕入額}}{\text{助成対象経費総額}} \times \text{課税売上割合} \times \frac{10}{110}$$

注１：（2）～（4）の場合において、助成対象経費に軽減税率８％が適用される課税仕入が含まれる場合は、税率１０％適用分とそれぞれ分けて計算し、それらを足しあげてください。
注２：（3）～（4）の場合において、助成年度と法人の決算期間が一致しない場合、決算期間毎に課税売上割合が異なりますので、それぞれの決算期間毎に計算し、それらを足しあげてください。

4　その他

（1）スポーツ振興くじ助成において、地方公共団体の長が大会実行委員会等の長を兼務し、一定の要件を満たすものとして、実行委員会等を地方公共団体とみなして助成金の申請を行っている場合、当該実行委員会等の状況に応じて、「３　返還額の計算方法」を参照し、返還額が発生するかどうかの確認を行ってください。

（2）間接助成事業において、助成事業者と間接助成事業者との間で、補助事業に係る消費税の仕入税額控除額の確定により、補助金の返還を行わせる場合は、速やかにＪＳＣへ報告を行い、その指示に従ってください。

5　関連規程

（1）**スポーツ振興くじ助成金交付要綱第 16 条第 3 項**
助成事業者は、助成事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書を理事長に提出しなければならない。

（2）**スポーツ振興基金助成金交付要綱第 17 条第 3 項**
助成決定者は、助成活動完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書を理事長に提出しなければならない。

（3）**競技強化支援事業助成金交付要綱第 16 条第 3 項**
助成決定者は、助成活動完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書を理事長に提出しなければならない。

（4）会計処理の手引 P70 「５．助成金に係る仕入税額控除について」参照

＜本件問い合わせ先＞
独立行政法人日本スポーツ振興センター
スポーツ振興事業部 支援企画課　総括係
TEL：03-5410-9180
E-mail：kuji-josei@jpnsport.go.jp